

○議事日程

令和3年12月16日(木) 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君



○欠席議員

1名

10	番	岩田	晴義	君
----	---	----	----	---



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	坂口	正	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理者	者	井上	哲也	君
総務部	長	傍島	敬隆	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	小関	久志	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君  
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一  
書 記 渡 邊 二 志 夫



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

議事を進めます前に、岩田議員が体調不良のため欠席されますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番 後藤友紀議員、7番 櫻井 明議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員の三宅でございます。

本日、2項目、1つ目の住民が健康と向き合える環境づくりについてを質問させていただきます。

日本は世界に誇る長寿国である反面、健康寿命を重視した取組が少ないように感じます。そんな中、輪をかけ2年間にも及ぶ新型コロナウイルスの影響で経済的な打撃を受けながら、うつさない、うつらないという予防対策を真面目に取り組んできた人々が体の不調、心の不安、ストレスをどれだけ感じてきたか計り知れないのが実情です。しかし、コロナのせいといって体を動かさない、人と会わないことで病気になるわけにはいきません。また、高齢になればいつ何どき介護施設でお世話になるかもわかりません。そして、今の65歳年金受給額では介護施設に入れない、利用料が賄えない

いという、年金額が少な過ぎるのか、また利用額が高すぎるのかといった状況にあるのも事実でございます。寿命までに介護に依存しない、自身で生活できる健康寿命を1年でも延ばしたいと考えるのは当然で、生きる限り介護施設のお世話にならないように皆が努力することが自身のためであると同時に、介護保険料の軽減にもつながることになります。そこで本題に入ります。

住民の皆さんが健康であり続けてもらうためにも、介護予防の取組の一つとして、外出をして人とコミュニケーションを取ることでできるくつろぎの公園整備、緑あふれる公園で心を癒やし、体を動かすことでできる場所が必要だと思えます。そこで、今ある羽栗グラウンドの緑化整備、そして駐車場完備により町民が集まれる一つの拠点を造ることで、例えば体を動かす目的の方が1人で行っても、そこで知人、友人に会えたり、特に体力づくりを目的の方にはグラウンドを起点として東西に伸びる羽島用水沿いの遊歩道をのんびり散歩したり、ジョギングが楽しめる拠点になる最善の場所かと存じます。

子供から高齢者まで安心して利用できる環境づくりが岐南町の将来、住み続けたいまちづくりの実現につながる一つの取組として、グラウンドの緑化と駐車場整備、遊歩道美化整備、これが各自治会の協力によりましてフラワーロード化するなど、こういったことも重要であると同時に、カーボンニュートラル（脱酸素）にもつながる事業と考え、町としてこうした環境整備の必要性についてと、今後、短期、中期にわたり計画についてのお考えをお尋ねします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の1項目め、住民が健康と向き合える環境づくりについてのご質問、環境整備の必要性と今後の計画についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町においても高齢化は顕著に進展しており、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上の高齢者となる2025年問題が目前に迫っております。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域づくりが求められる中、町は健康寿命の延伸と元気高齢者の社会参加への支援に取り組んでいます。

高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくりにつながる事業の実施により、多くの高齢者が趣味や文化活動、軽スポーツなどを実践し、さらにSNSなどの新しいツールを使った仲間とのコミュニケーションを広げるなど、高齢者の心身ともに健やかな暮らしの実現を目指し、組織横断的な社会基盤整備を進めているところでございます。

議員のご質問にあります岐南町・笠松町羽栗社会教育施設、通称羽栗グラウンドにつきましては、施設の設置目的を「岐南町及び笠松町の町民の心身の健全な発達並び

に体育、レクリエーションその他の行事に供する」と条例で規定しております。

当該施設の使用の実態を申し上げますと、笠松町民を含む児童、生徒などの野球やサッカー、高齢者のテニスやグラウンドゴルフなど、幅広い世代に目的に合致し、ほかの公共施設に比べ高い稼働率で使用されております。

社会があらゆる方面で目まぐるしく変化する中、今後も住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、将来的な活用や議員のご提案も含む当該施設のさらなる整備につきましては、状況により必要となれば適時検討してまいります。

また、住民の健康増進を図る環境整備の短、中期的な計画につきましては、平成26年3月に健康増進計画（第2次すこやかライフぎなん）を、令和2年3月には岐南町第6次総合計画を、それぞれ計画の期間を10年と定め策定いたしました。

まちづくりの最上位計画である総合計画では、議員のご質問にありました遊歩道整備などの緑のまちづくりについても都市化が進む本町の課題としており、さらに健康増進計画ではスローガンに、「家族・地域でみんなで楽しく、健康的な生活スタイルを築きましょう～生活習慣を見直そう～」を掲げ、日頃の身体活動の習慣化に資する施設の整備や、健康遊具の設置などを行政が取り組むべき事業としております。

したがって、町といたしましては、SDGsに掲げられた11個目の目標「住み続けられるまちづくり」の達成に向け、これらの計画に基づく各種事業を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。議長のお許しをいただきましたので、2点目につきましてご質問させていただきます。

庁舎東口の駐車場開放について。

私ごとで恐縮でございますが、今年2月から9月にかけて選挙近くまで、膝の半月板損傷によりまして歩行困難で、駐車場から正面玄関を抜けたエレベーターまでの移動がとてつらい経験をいたしました。自身のことなので仕方がないと諦め、客観的に対応策を考えることはありませんでした。しかしながら、町民の方から、来町の際につえでの移動がつかった、正面玄関付近にエレベーターが欲しかったという要望を伺い、私の実体験を思い起こしながら方策を考えてみました。

要望どおり申し上げますれば、正面玄関入り口にエレベーターを新設することとなりますが、当然莫大な費用がかかることを考えると短期では難しく、現状の改善策としてエレベーターが一番近い庁舎東口の駐車場スペースを障害者専用駐車場として開放の上、新たな改築を願うところでございますが、現場を見ると、カーポートの設置

や車椅子可能なアプローチ、段差、自動ドアの取付けなど、予算やスペースなど多くの問題があることから、当事者が早期に望む声として、駐車場からエレベーターまで近いことを重視した東口駐車場の一般開放について可能かどうか、お尋ねいたします。

以上です

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 三宅議員の2項目めのご質問、庁舎東口の駐車場開放についてお答えいたします。

現在、庁舎の東側には公用車の駐車スペースと東出入口前の黄色い線で囲った駐車禁止スペースの2か所がございます。まず、公用車を駐車しているスペースには現在4台の軽自動車を駐車しております。一方、黄色い線で囲ったスペースは地下ピットの出入口として使用しているとともに、災害時などの万が一のために利用するスペースとして駐車禁止スペースにしております。

議員ご指摘のとおり、公用車を駐車しているスペースを一般開放することは、駐車場からエレベーターまでの距離を短縮することができると考えておりますが、一般開放した場合でもスペース的には軽自動車を最大4台までしか駐車できないため、真に必要なとされる方が必要なときに駐車できない可能性があることや、駐車スペース自体が傾斜していること、そして庁舎に用事のない方が夜間や休日に駐車しっ放しにするおそれがあること、これらのことが懸念されております。

また、障害者専用の駐車スペースとして活用することにつきましては、車椅子を使用する方にとっても優しいスペースとする必要があるため、東出入口を自動車ドアへ改修すること、駐車場付近においてスロープを設置すること、雨の日のためにカーポート等を設置すること、さらに東出入口までの通路にも屋根を設置することなどなど、庁舎東側一帯の大規模な整備が不可欠となりますが、現在ではこのような整備を行うことは考えておりません。

一方、黄色い線で囲ったスペースの地下には非常用発電機用の燃料タンクが埋められておりますが、その地下ピットの出入口として使用している場所でもございますし、災害時などの万が一の際には救助活動のための屈折はしご車の進入路及び消防活動のための消防用活動空地となることから駐車禁止区域といたしております。

なお、消防用活動空地は6メートル掛ける12メートル以上確保する必要があり、黄色いスペースだけにとどまらず、それ以上のスペースも必要となるため、駐車場として整備することは考えておりません。

このような状況でございますので、現在は庁舎正面玄関において、高齢者や障害者などの介助を必要とする方が来庁された際には、玄関脇のインターホンなどから介助

の要請をしていただければ、住民課の総合案内職員が車椅子の手配や、用事のある事業課までの付添いなどの対応をいたしております。

今後につきましては、できるだけ早く介助を必要とされる方に気づけるよう、また来庁しやすい雰囲気づくりや住民サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、本日は大きく4つの項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目、児童の通学の安全性について。

現在、登校の際に班旗を使用していますが、雨の日は片手に傘、片手に班旗を持つことで、転倒した際の危険性が増すように感じます。複数の児童にヒアリングをしましたが、なぜ班旗を持つかの意味も余り理解していませんでした。班旗をなくすのか、または晴れの日や横断歩道を渡る際のみを使用するようにするのか、今後検討していく課題であると考えます。そこで、1点質問をさせていただきます。

1、班旗を持つことの安全性のデータはありますでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 長谷川議員の1項目め、児童の通学の安全性についてのご質問、班旗を持つことの安全性のデータはあるかについてお答えをいたします。

初めに、議員ご指摘の小学生の集団登校における班旗利用の安全性を示すデータにつきましては、確認することができませんでした。そうしたデータの存在についてご存知であれば、知らせていただけるとありがたいと思っております。

歩行者の交通事故の多くは、歩行者が道路を横断する際に発生をしており、自動車の運転手が歩行者の存在に早く気づくよう促すことは歩行者自身の努めであるとも考えます。現在の通学路は定期的に点検を行い、安全性の高い道路を通学路として指定しておりますが、道路を横断する機会が多くあり、信号機のない四差路もあります。こうした状況からも横断時に班旗を用いて横断の意志を明確に伝えることは大変重要であると考えております。

現在、町内全ての小学校において班旗を活用しており、通学班会を開き、横断歩道等での活用について指導をしております。また、年度末に行われる班旗の引継式は下級生を含む自分の班が安全に登下校できるよう引率への決意を持つ会として大きな意味を持っております。

なお、班旗を使う上で留意することとして、風雨が強い場合や荷物等が多い場合など、危険や負担が伴うと判断される場合には、班旗を無理に使う必要はないことも班長や副班長には指導しております。また、そうした状況判断が的確にできる児童を育てることも大切だと考えております。

いずれにしましても、班旗は小学1年生を含む児童が集団で安全に登下校する上で必要なものであること、班旗を持つことにより上級生、引率者としての自覚を持つこと、下級生にとってはこうした上級生の姿を見て、高学年になったら自分も後輩たちを大事にするという思いを持つことにつながると考えております。班旗にはそうした意味や値打ちがあると捉えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 班旗に込められた思い、十分に理解することができました。

引き続き、雨の日の使い方などの指導をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2項目め、コミュニティタクシーの利便性向上について。

昨今、コミュニティタクシーの利便性向上が町民の皆様の間で叫ばれています。岐南町では名鉄タクシーと随意契約を行っていますが、企業間の競争原理を働かせることで、少しでも町民の皆様へのサービス向上につなげるべきだと考えます。そこで、2点質問させていただきます。

1、現在、聴覚障害者の方の予約はどのように行っていますでしょうか。

2、コミュニティタクシーの契約はプロポーザルで行うべきではないでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 長谷川議員の2項目め、コミュニティタクシーの利便性向上についての1番目のご質問、現在聴覚障害者の方の予約はどのように行っているかについてお答えいたします。

現在運行しております岐南町コミュニティタクシーにつきましては、運行事業者である岐阜名鉄タクシー株式会社と交わっております岐南町コミュニティタクシー運行確認書において、電話予約に基づく運行とすることを定めており、利用者は利用する際、事前に電話予約をする必要があるほか、利用直前に到着予定時刻を再度電話にて確認していただく必要がございます。このことから、議員ご質問の聴覚障害者をはじめとする電話を使うことが困難な方がコミュニティタクシーを利用する際は、その方に代わり利用手順に従い電話をかけていただく方が必要となると考えております。

コミュニティタクシー利用の際の予約方法につきましては、以前から簡便さが求め

られておりますことから、今後インターネット予約をはじめとする電話以外の予約手段について他市町の事例などを参考に調査研究を進めると同時に、運行事業者とも協議を重ね、聴覚障害者をはじめとする方にも利用しやすいコミュニティタクシーを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、コミュニティタクシーの契約はプロポーザルで行うべきではないでしょうかにつきましてお答えいたします。

岐南町コミュニティタクシーは、地域住民の公共福祉の向上を図るため、町の要請により運行事業者が一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法第4条の許可を受けて運行するものであり、岐南町を営業区域としたデマンドタクシーとして路線を定めずに旅客の需要に応じた乗合運送を行う「区域運行」という運行形態での事業許可を取っております。

一般乗合旅客自動車運送事業の申請につきましては、中部運輸局の審査基準が定められており、岐南町コミュニティタクシーの運行形態である区域運行に係る事業におきましては、営業所の要件として「営業区域内にあることを要する」とされております。その審査基準を満たす事業者は、町内に営業所を有する岐阜名鉄タクシー株式会社のみであり、また同社が岐南町コミュニティタクシーの運行事業者の公募に応募されたことから、書類を精査した結果、運行の安全性や利便性など一定の選定基準を満たしていると判断し、運行事業者として決定したものでございます。

なお、事業に係る支払いにつきましては、コミュニティタクシー事業は、町の要請を受け、その趣旨を理解した運行事業者が自ら中部運輸局の許可を得て運行する事業であることから、運行事業者との間で業務委託契約という方法ではなく、運行協定書を締結し、運行経費から運賃収入を差し引いた額を負担金として支払っております。

また、議員のご提案のプロポーザル方式の契約につきましては、価格だけではなく事業者の持つアイデアや提案により住民サービスの質の向上を図る上で有効な発注形式の一つであると考えておりますが、岐南町においては事業許可の要件から事業者が限定されるため、デマンドタクシー事業におけるプロポーザルの実施はそぐわないものであると考えております。

さきにも述べましたとおり、今後運行事業者と協議を重ね、コミュニティタクシーの利便性向上を図るとともに、来年度の運行開始に向けて現在準備を進めておりますコミュニティバスと併せ、それぞれの利点を生かしたこの町の地域公共交通の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 聴覚障害者の方のためにも一刻も早くウェブで予約ができるようによろしくお願い申し上げます。

3つ目のご質問移らせていただきます。3、中央公民館の利便性向上を問う。

近隣市町村に比べると、町の中央公民館は余り活用されていないと思います。例えば、笠松中央公民館は夜でも様々な方が利用しており、市民活動が活発に行われていると感じます。そこで、3点ご質問させていただきます。

1つ、中央公民館の利用者増に向けて、現状の課題や問題点、また改善策を教えてください。

2つ、夜間に講堂のみを借りたとき、トイレはどうしているのでしょうか。

3つ、講堂の利便性向上のためにトイレを新設してはどうでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の3項目め、中央公民館の利便性向上を問うの3番目の質問、講堂の利便性向上のためにトイレを新設してはどうでしょうかについてお答えいたします。

講堂のトイレの設置につきましては、平成30年3月定例会、令和元年10月定例会において、「町民がくつろげる空間を広く確保するために、建物のレイアウトが中央公民館と講堂及び庁舎前のアプローチが一体となって1棟と捉えることで、より広いトイレを設置し、建設工事のコストダウンにもつながるものと考え、公民館内に講堂を含めた利用人数や距離を考慮し、トイレの配置をしております」と答弁しております。

しかしながら、施設が完成してから6年を過ぎた今でも、トイレの設置の強い要望が高齢者の方や女性の方などからあることも考慮し、講堂の利便性向上のため、その設置位置や数を調査し、講堂にふさわしいトイレが設置できるように設置を視野に前向きに取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

1番目、2番目の質問は担当部長よりお答えいたします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 長谷川議員の3項目め、中央公民館の利便性向上を問うについての1番目のご質問、中央公民館の利用者増に向けて、現状の課題や問題点、また改善策を教えてくださいについてお答えいたします。

岐南町中央公民館は岐南町の庁舎、保健相談センターと共に平成27年8月に防衛省の補助を受けて建て替えられ、岐南町中央公民館として講堂、会議室、講義室、実習室、岐南町学習等供用施設として学習室、休養室、集会室や保育室を備え、合わせて9つの部屋とエントランスホールで構成されております。

一方、議員が比較されている笠松中央公民館は、公民館、図書室、音楽室、町民体育館などが併設された総合施設となっており、単純な比較はできないと考えますので、岐南町中央公民館についてのみ答弁をさせていただきます。

中央公民館の施設の利用につきましては、令和3年4月から10月末現在、貸し館可能日数172日、午前・午後の利用件数1,076件、稼働率は34.9%、夜間の利用件数は夜8時までの貸し館も含め、貸し館可能日数172日、利用件数181件、稼働率11.7%となっております。

これは、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種に伴い、5月から講堂の利用制限、まん延防止等重点措置区域指定により令和3年4月下旬から6月下旬までの貸し館時間の短縮、緊急事態措置などにより令和3年8月下旬から9月末までの貸し館停止を行ってございましたので、施設利用をしていただくことができない状況にあったことが主な原因であると考えられます。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症が落ち着いている状況の中で、感染防止対策措置を講じながら、10月以降は楽器、合唱、料理の利用再開、11月25日以降は、カラオケサークル、ワークショップ形式の講座、レクリエーションなど、利用制限の緩和をし、順次利用のご予約もいただいております。これまで活動されていなかった団体の活動も再開を始めているところでございます。

また、新規クラブサークルの発足につきましても、支援講座を実施し、より多くの団体にご利用いただけるよう広報啓発することに加え、コロナ禍で開催できなかった文化協会の芸能大会につきましては、希望団体にクラブサークルの活動時の収録をしていただき、文化活動の紹介として公民館エントランスのモニターにて放映を予定しており、美術展についても希望団体にはエントランスにおいて期間限定で展示をするなど、新たな取り組みも進めてまいりたいと考えております。

2番目のご質問、夜間に講堂を利用するときトイレはどうしているのかについてお答えいたします。

中央公民館講堂を含む館内施設利用者のトイレのご利用につきましては、講堂をご利用していただく際には昼夜を問わず中央公民館施設を開館しておりますので、中央公民館内に設置されておりますトイレをご利用いただいております。また、利用者にトイレの場所が分かりやすいように、公民館エントランス正面に施設案内板を設置してご案内をしております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） まだ完全に安心はできませんが、コロナもひとまずは落ち着

いていますので、活発な市民活動を促すためのサポートをぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。4、交通事故撲滅に向けて。

町内の交差点で優先道路が分かりづらい箇所にもかかわらず、「止まれ」の文字や白線がない場所が多々あります。実際、昨年私の身内が徳田で優先道路を走行中、一時停止を無視した車に衝突されました。現場を確認しましたが、やはり「止まれ」の文字と白線がありませんでした。事故は起こってから対策をしても遅いのです。危険が予測される箇所は先手先手を打って事故が起こらないようにすることが行政や地域社会の一員である我々住民にも求められていると思います。一刻も早く整備すべきだと思います。そこで、2点質問をさせていただきます。

1つ、町内の交通事故の減少に向けて現在把握している課題、問題点、また改善策を教えてください。

2つ、交差点で優先道路が分かりづらい箇所で「止まれ」の文字や白線がない場所が多々ありますが、今後どうされていくのか、教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 長谷川議員の4項目め、交通事故撲滅に向けてについての1番目のご質問、現在把握している課題、問題点、また改善策、2番目のご質問、交差点で優先道路が分かりづらい箇所での文字や白線の整備につきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町は、町の中央を国道が縦横に走り、交通要衝の町として現在も発展を続けております。町内の道路網の状況といたしましては、国道が国道21号線、22号線及び156号線の3路線、県道は主要地方道である岐阜環状線が東西に走り、一般県道の岐阜岐南線、下印食笠松線、下中屋笠松線、中野上印食線及び松原芋島線の6路線があり、町道では600を超える路線網にて構成されております。

また、近年の交通利用状況といたしましては、減少傾向ではございますが、通行車両台数が国道で1日当たり4万8,000台から6万5,000台、各県道につきましても1万台程度の交通量があり、道路管理者といたしましても、交通安全に特段留意しなければならない町であると強く認識しております。

朝夕の渋滞時には抜け道として幹線道路から住宅地の生活道路に入り込む車両も多く、交通事故の危険性が高まることから、各種交通安全対策を実施しているところでございます。

その中で交通事故減少に向けての危険箇所の把握や道路施設、交差点における交通

安全対策上の課題、問題点の確認につきましては、職員による道路パトロールなど危険箇所の把握と改善策の検討を日々行っております。特に、小中学校に通う児童生徒の通学路における安全対策については力を入れ取り組んでおります。

例といたしましては、児童生徒が通行する歩道のない生活道路において、通学路であることを運転者へ注意喚起するため、路側帯を緑色のカラー舗装化、横断歩道を強調するため赤い帯状の表示を横断歩道手前に設置し、運転者への注意を促すなどの対策を実施しております。また、交通量の多い信号機のある交差点では、その四方にガードパイプを設置し、事故の際、車両が横断歩道の待ち場に突入するのを防ぐ対策を町内各所で実施しております。

しかしながら、細かな道路交通事情について職員だけでは把握し切れない事項もあることから、交通安全対策協議会を開催しております。岐阜羽島警察署交通課長同席の下、岐南町交通安全協会の各支部長、各学校の校長先生、民生委員や老人クラブの方を委員としてご意見をいただき、道路利用状況の把握や改善策について協議をいたしております。協議会の中で示された対策案で整備、改修に費用を伴う場合は、確実に予算化し、安全対策を実施しているところでございます。

議員ご質問の交差点での優先道路が分かりづらい箇所で、「止まれ」の文字や白線のない交差点での安全対策の見解につきましては、交通安全対策協議会の場でも自治会から必要な対策として多くのご意見をいただいております。「止まれ」や停止線のような交通規制を伴う道路標示につきましては、町で設置することができないため、岐阜羽島警察署へ要請を行い、公安委員会の判断にて順次設置していただいているところでございます。

なお、町として実施できます交通安全対策につきましては、事案ごとに岐阜羽島警察署交通課と協議の上、規制の伴わない区画線設置を実施いたしております。具体的には道路巻き込み線の表示や、交差点の中央部に十字線（クロスマーク）を表示し、優先道路の有無にかかわらず交差点の存在を車両運転者へ認識させ、注意喚起を行っております。また、優先を位置づけしなければならない道路につきましては、車両減速表示を施し、交差点内での安全な進入を促す注意喚起を行っております。

交差点内で起きる事故について課題を分析いたしますと、えてして町外の方が慣れない道路であるがために交差点の存在に気づかず、減速を怠り進入した結果、事故を起こしてしまうといった傾向が見受けられます。そのような交差点の見落とし対策につきましては、先ほどの区画線表示による交差点であることの強調喚起や、交差点手前に「交差点注意」の注意喚起看板を設置することで、この先に交差点があることを運転者に認識させる対策など、交通安全対策を実施いたしております。

いずれにしましても、交通安全対策は何よりもまず住民の皆様一人一人の交通安全意識の高揚が重要であります。それを補う対策につきましては、交通安全の関係機関とその都度現地確認や対策協議を行い、地元住民をはじめとする利用者からの意見も伺い、交通事故対策を確実に実施することで、今後も町内の交通安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。10時50分より再開いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので発言させていただきます。通告に従い3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、フレイル予防対策をより推進するためについてお伺いをいたします。

人生100年時代、70代は最後の活動期で、その過ごし方が80代以降の老いを大きく左右すると言われております。その70代、岐南町には11月30日時点で2,886人、私も含まれておりますが、住んでおります。人口の1割強です。次の老いへの大切な年代である70代は、身体機能も脳機能も今持っているものを使い続けることとともに、意欲の低下を防ぐことが重要とのことでございます。

自立した日常生活を長く続けるためには健康寿命を延ばすことが大切になります。平均寿命から寝たきりや認知症などによる介護状態を差し引いた期間は、2016年の調査で、男性72.14歳、女性74.79歳とあり、平均寿命との差は男性が約9年、女性は約12年とあります。この期間が介護が必要な期間ということになります。厚生労働省はこの差を縮めるためにスマートライフプロジェクト運動を呼びかけております。具体的には毎日プラス10分の運動、また1日あと70グラムの野菜の摂取、また定期的な健康チェック等でございます。そのための岐南町におきましても、運動自主サロン、またキラリ若返り講座、そして脳いきいき健康チェック、また岐南いきいき大学等開催していただいております。

そこで、1つ目の質問でございます。こうしたフレイル予防教室の機能評価、体力向上評価に当たって、現在本巣市が実施しています厚生労働省のホームページ掲載の効果評価実施マニュアルで指定されております認知機能テストや体力測定マニュアル

で指定されている体力テストの中の握力、また開眼片足立ち時間、また5メートル間最大歩行、また複合的動作等のテストを講座の後実施し、記録として残し、講座、教室を実施したことにより、その効果が確認できるよう岐南町も実施すべきと考えております。

実際、本巢市の記録を見ますと、認知症予防教室、介護予防事業において平成29年度開始よりのそれぞれの記録数値が開催ごとにレベルアップしていることが一目でわかります。岐南町としてはどのようなお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

この質問をさせていただいたきっかけは、過日岐南町実施の要支援1、2の公的費用補助の成果また効果についての明確な回答がなかったことが一つのきっかけでございます。

2つ目の質問です。こうしたフレイル予防のサロンや講座等の開催に当たって、参加者も65歳以上といった年齢の方が多いということですが、岐南町にお住まいの65歳以上の人口は、これもまた11月30日時点で5,935人です。こうした方のために来年度運行のコミュニティバス運行時間に合わせた開催をしていただくことが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

これで1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 木下議員の1項目め、フレイル予防対策をより推進するためにの1番目のご質問、フレイル予防教室の機能評価・体力評価についてお答え申し上げます。

フレイルとは健康と要支援、要介護状態の間を指し、加齢によって心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態のこととございます。フレイルを予防、改善するためには運動、栄養、社会参加の三つが健康長寿の大きな柱とされており、運動はウォーキングや体操などの有酸素運動を取り入れること、栄養は炭水化物、たんぱく質、ミネラルを意識したバランスのよい3食の食事と口の健康に心がけること、社会参加は地域の行事やボランティア活動への参加や子供や孫に会う機会を増やすなど、人とのつながりを維持することが大切であり、本町ではこの健康長寿の3本柱、運動、栄養、社会参加を意識した一般介護予防事業の講座や教室を地域包括支援センターが開設された平成18年から実施をいたしております。

フレイル予防には議員ご指摘のとおり、事前・事後の機能評価及び体力評価が重要であり、本巢市では厚生労働省の効果評価実施マニュアル及び体力測定マニュアルに基づき評価を行っているとのこととございます。対象者は介護予防事業に参加する一

般高齢者、通所型Aを利用する事業対象者及び要支援1、2の方で、体力測定の評価項目としては厚生労働省の体力測定マニュアルにおける握力、下肢筋力、開眼片足立ち、Timed up & goテスト、5メートル通常・最大歩行の5つの項目のうち下肢筋力を除く4項目を年度末に測定を行っているとのことでございます。また、認知機能評価につきましては、介護予防事業に参加する一般高齢者は、愛知学院大学の協力を得て独自の検査を実施し、認知症予防講座を開講する中で、本巣市社会福祉協議会の看護師が認知症スクリーニングテストの一つで、どのような認知症機能がどの程度低下しているのかを客観的に判断するテストを実施いたしております。さらに、評価方法につきましては、国のデータとの比較及び個人の経年変化による評価を実施されております。

本町におきましても、体力測定につきましては平成30年度までは体力測定マニュアルに基づき実施をいたしておりました。しかし、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染予防対策として密の回避や道具の共有を避けるため、体力測定の実施を控えておりました。新型コロナ禍の活動自粛の影響で高齢者の体力が落ちてきているとの調査報告もございますことから、今年度より体力測定を開始いたしております。

測定項目につきましては、現在の新型コロナ禍の新しい生活様式を考慮し、理学療法士と相談の下、握力、開眼片足立ち、椅子からの立ち上がりの3項目に絞って体力測定を実施し、活動自粛後の高齢者の体力の状態を確認しております。なお、11月より体力測定も実施いたしております。

認知機能テストは平成27年度よりタブレットを使用して脳の機能の衰えを判定する「脳いきいき健康チェック」を実施いたしております。「脳いきいき健康チェック」の被検者の方には、その結果に関係なく、町内の講座やサロンへの参加を促し、脳の衰えが著しいと思われる場合には必要に応じて専門医療機関の受診勧奨をいたしております。

定期的にこのチェックを受けに来られる方もございますが、まだまだ多くの方のご利用には結びついていない状況であり、ホームページや年3回発行している「地域包括だより」だけでなく、地域で行われているサロン等におきましても、利用の周知を図っていきいたいと考えております。体力測定及び認知機能測定の評価方法につきましては、個人の結果を経年変化で確認する予定でございます。

本町と本巣市を比較した結果、対象者の範囲、評価の指標や項目、評価方法には違いがございます。1つ目として、本巣市が体力測定及び認知機能評価の対象としている事業対象者及び要支援1、2の方につきましては、本町では介護予防サービスの事

業所において体力測定や効果測定を行っており、その結果に基づき適切なケアプランが作成されている状況でございますこと。2つ目につきましては、本町では体力測定に歩行速度の測定はございませんが、コロナ禍を考慮して理学療法士と相談しながら、椅子からの立ち上がりを測定することで補えると考えております。3つ目としましては、認知機能評価におきましても、本町では検査結果によりかかりつけ医への相談、認知症の専門医への受診を勧奨しており、評価自体が認知症の早期治療につながることであり、現時点で本巢市とは事業の実施方法の違いはございますが、今後も町民にとって最良である事業を模索しながら、機能評価、体力評価の結果が確認でき、自ら健康管理意識を高められるよう事業を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、コミュニティバスの運行に合わせた講座の開催についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、教室や講座への参加の多くの方が65歳以上の高齢者の方々になっており、「きらり若返り講座」や「運動サロン」の実施場所につきましては、高齢者の方が移動可能な範囲で参加することを想定いたしておりますが、実際には必ずしも開催会場に近い人ばかりが参加するのではなく、自家用車を使用して参加する方もございます。残念ながら移動手段がないため参加を見合わせている人もみえるのが現状であり、町といたしましては、多くの方々にフレイル予防に関する知識を普及し、予防に取り組んでいただきたいと考えてございますので、来年度運行予定のコミュニティバスの運行時間を考慮した教室や講座の開催を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。コミュニティバスの活用の推進のために1点再質問させていただきます。

フレイル予防教室に参加するための移動手段がないため参加を見合わせている人がおられると聞いておりますので、今回フレイル予防教室の開催をコミュニティバスの活用を考慮し検討していただけるとのこと、大変ありがとうございます。

しかしながら、9月30日の全協資料のコミュニティバスの運行計画でございますと、1日5便で、13時から16時頃までは運休となっております。フレイル予防教室の開催時間は、今まで皆さん方のご希望もあり、午後からの開催が多いように伺っておりますが、今後コミュニティバス運行計画の見直しも含めて対応していただけると理解してよろしいのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 木下議員の1項目め、フレイル予防をより推進するために

の2番目のご質問のコミュニティバスを活用し、推進についての再質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町主催の教室や講座に多くの方が参加していただけるよう計画を策定することは大切なことと考えております。しかしながら、フレイル予防を目的とした教室は参加者の希望もあり、午後からの教室開催となっておりますので、移動手段がない方はコミュニティバスが運行しても、運休する時間帯と重なるため教室への参加は難しい状況となっております。

町といたしましては、参加者の希望の多い午後の教室もそのまま継続してまいります。さらに、コミュニティバスの運行時間に合わせて、移動手段のない方や参加を見合わせている方も参加しやすい午前中にできる限り教室開催をいたしてまいります。

また、フレイル予防はなるべく多くの方々にその知識を伝えていただくことが大切であり現在保健師等の担当者が健康教育として地域に出向き、フレイル予防の知識の普及を実施いたしております。

今後も引き続き町主催のフレイル予防教室だけではなく、公民館が開催する「いきいき大学」や地域で行われているサロン活動、老人クラブの会合など、さまざまなチャンネルを通じて積極的にフレイル予防の知識の普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 再質問のご答弁ありがとうございました。ですが、ただ再質問のご答弁は、できましたら総合政策部からお聞きしたかったです。

では、次に2項目めの質問に移ります。2項目めは緊急通報システムについてお伺いをいたします。

10年前、緊急医療情報キットとともに、緊急通報システムを推進いたしました。緊急通報システムは固定電話に接続し、緊急時ボタンを押すだけで消防署に接続、即座に救急隊が対応し、出動するシステムでございます。独り暮らしの高齢者、また老老介護の家庭に設置を推進し、250台余り設置されたと聞いております。

最近、固定電話を解約する高齢者が増えていると聞いております。高齢者が強硬な勧誘や詐欺等の被害に遭わないよう家族が心配してスマホ等に切り替えるよう進めていると言います。そうした状況の変化する中、緊急通報システムは従来どおり必要と考えます。今後のシステムをいかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 木下議員の2項目めのご質問、緊急通報システムを問うについてお答え申し上げます。

緊急通報システムとは独り暮らしの高齢者等のご自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故等の緊急時にペンダントや緊急通報装置本体の緊急非常ボタンを押すことで、固定電話の回線を利用し、直接羽島郡広域連合消防本部と連絡がつながる仕組みとなっており、ご自宅に固定電話の回線を有し、かつ固定電話機を所有する方を対象とし、スマートフォン等の携帯電話しか所持していない方は対象外となっております。また、貸与につきましては、民生委員に相談の上、申請いただいております。

新規の設置状況は、令和元年度4台、令和2年度6台、令和3年度は7台設置と、現行の緊急通報システムが運用されてから累計で250台ほど設置してまいりましたが、対象者の施設入所、転出、死亡、または親族との同居開始による世帯構成の変更等により返還された緊急通報装置もございますので、11月末現在、町内の96世帯に設置されております。

また、この装置から緊急非常ボタンにて通報があり、救急車が出動した状況につきましては、令和元年度9件、令和2年度17件、令和3年度10月末現在4件となっております。

議員ご指摘のとおり、強引な勧誘や詐欺等の被害に遭わないように固定電話を解約及びスマートフォン等の携帯電話の普及により現システムにては対応できない事例が生じております。緊急通報システムに代わるものの一つとして、携帯電話等モバイル型緊急通報装置を用いたサービス利用についてお答えさせていただきます。

本町では採用いたしておりませんが、モバイル型緊急通報装置を用いたサービスを利用することは可能でございます。このサービスを利用するには個人が所有する携帯電話に機能を付与するのではなく、個人で所有する携帯電話に加えてもう1台、対象となる方が町から貸与するスマートフォン型の携帯電話端末を所持する必要があります。また、このモバイル型緊急通報装置を使用する場合は、羽島郡広域連合消防本部に直接通報できないため、コールセンターを設置し、コールセンターを介して羽島郡広域連合消防本部に通報するという新たな緊急連絡体制を構築しなければなりません。さらに、機器購入費用とは別に、緊急通報装置1台当たり月額3,300円の追加費用が発生する等の諸課題も生じることになります。

さらに、このモバイル型緊急通報装置にはGPS位置情報メールの機能を追加すれば、通信環境にもよりますが、通報先の場所が分かるメリットもございます。しかしながら、羽島郡広域連合消防本部の区域外に外出し、モバイル型緊急通報装置の緊急

非常ボタンを押した場合でも、まずコールセンターにつながり、コールセンターから羽島郡広域連合消防本部に救急出動を依頼してしまうため、羽島郡広域連合消防本部では対応できず、改めて119番通報していただく必要が生じてまいります。

また、電気通信事業者は119番等の緊急通報を扱う際には、管轄の緊急通報受理機関、警察や消防になりますが、へ接続する機能、発信者の位置情報等を通知する機能、回線を保留または呼び返し等を行う機能の3つの機能を持つことが義務付けられておりますので、外出時の緊急通報はスマートフォン等の携帯電話をお持ちであれば、119番通報をしていただくことが命を救う最も有効な手段であると考えております。

最後に、議員ご質問の今後のシステムの在り方についてお答えさせていただきます。

現在、町では高齢者世帯の見守り事業といたしまして、令和2年度より開始いたしました地域見守り推進業務のほか、地域包括支援センターによる70歳以上の独居老人の方の見守り事業、地域の自治会ボランティア及び民生委員等、重層的な支援がなされており、緊急通報装置もこの高齢者世帯の見守り事業の中の一つの有効なものであると考えております。

なお、携帯電話のみしか所持していない独居世帯の方へは、現在においても直接顔を合わせる地域包括支援センター職員が携帯電話の短縮ダイヤル機能及びメモリ機能への登録を促しており、携帯電話による緊急通報の代用として引き続き周知を図ってまいりたいと考えておりますが、現時点におきましては、携帯電話を利用した緊急通報システムの構築までは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 答弁ありがとうございます。

では、続きまして3項目め、災害時におけるの必需品の確保と考え方についてお伺いをいたします。以前に一般質問で取り上げたその後についてお伺いするものでございます。

1つ目は、乳児用液体ミルクです。2018年6月議会での備蓄品としての提案では、保存期間が半年から1年の乳児用液体ミルクは備蓄ではなく、民間企業との災害協定で考えるとのご答弁でございまして、よく理解をいたしました。

その後、2019年9月議会で災害協定の具体的進捗状況を伺うと、現時点では協定に基づく供給は難しい状況とのご答弁でございました。最近耳にしますのは、外出時等、日常的に乳児用液体ミルクが使われているとのこと。需要が増えれば供給も増えていると思われそうですが、現在どのように進展し、どういった状況か、お聞かせいただきたいと思っております。

2つ目は、医療装具の町保管でございます。2019年9月議会一般質問で取り上げました。人工肛門、人工膀胱を利用のオストメイトに対し、排泄物をためる装具を、期間を決め町で保管しておくことは必要なことと考えております。対象は町内在住者、また町内在勤者の希望者で、装具は接着部分が劣化して使用できなくなるものですので、保管期間を決め、期間内に装具の交換を本人が責任を持っていただくことが条件だと思っております。また、期間が過ぎた装具は廃棄することも保管約束の条件にしておくべきと考えますが、以前のご答弁では、医療装具を保管する場所等の課題と、原則、町の地域防災計画として医療装具にかかわらず個人の生活の必需物資は原則自助の考えに基づき推進したいとのことでごございました。しかしながら、災害はどこでいつ遭遇するかもわかりません。地震などで自宅が被災すれば、医療装具は代わりがありませんし、またそして待ったなしに必要なものであります。町としても対応しておくべきではないかと私は考えます。その中で自助は保管期間内に装具の交換をすることとともに、繰り返し続けることと考えます。こうしたことからいかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 木下議員の3項目め、災害時における必需品の確保と考え方についての1番目のご質問、乳児用液体ミルクについてお答えいたします。

乳児用液体ミルクにつきましては、議員のご指摘のとおり、平成30年6月定例会において液体ミルクのメリットとして、お湯の用意が必要なく、粉ミルクより手軽に扱え、災害時にも準備が簡単であること。一方、デメリットとして飲み残すを放置すると雑菌が繁殖しやすい問題や、開封してなくても時間経過とともに変色する特徴、あるいは価格が割高で、保存期間も長いもので1年間しかないである旨のご説明をさせていただきました。また、予算の効率的な運用及び基本5年の備蓄のサイクルという町の備蓄品に対する運用の考え方において、価格が割高であること、保存期間が長いもので1年程度しかないこと、これらを考慮いたしますと、液体ミルクは町で備蓄するのではなく、民間企業との災害協定を利用した調達を模索していくことを示させていただいております。

さらに、令和元年9月の定例会におきましては、保存期限が短い液体ミルクの備蓄についての具体的な進捗状況といたしまして、災害協定の締結業者から、販売開始されたばかりで認知度も低く、販売実績、流通在庫が少ない状況で、協定に基づく供給は難しい状況であるという旨の回答があったことをご説明させていただき、町としては引き続き液体ミルクの取扱いがある薬局等との協定締結の可能性を模索していき

いと答弁させていただいたところでございます。

今回のご質問は、さらなる進捗状況についてでございますが、まず液体ミルクは外出時等における利便性から日常的に使われていることのご指摘ではございますが、液体ミルクが通常の生活においてどの程度普及し、日常的に使用されているかは計り知れません。また、令和元年9月の定例会において災害協定締結業者が販売実績、流通在庫が少ない状況との回答は、万が一の際に真に必要な方へ真に必要なタイミングで納められないというリスクを危惧しているものであると推察されます。

町といたしましては、今後も引き続き災害時における生活物資の確保、調達の協定を締結しております。ぎふ農業協同組合、コープ岐阜、バロー、マックスバリュ、カーマ、これらの5者からの供給可能との回答を待つとともに、今後も引き続き薬局等との協定を模索していきたいと考えております。

また、子育て世代包括支援センターにて実施しております乳幼児健診時やママサロン等の会場において個人備蓄の周知など、啓発活動をより一層努めてまいりたいと考えております。

なお、防災の基本的な考え方は自助であるとの認識の下、引き続き町民の皆様には町の広報紙やホームページなどを活用し、ふだんから各家庭において必要なものは、今回ご質問の乳児用液体ミルクに限らず、絶えず備蓄品として備蓄されるよう個人備蓄についてご理解いただけるよう周知してまいります。

続きまして、2番目のご質問、医療装具の町保管についてお答えいたします。

医療装具の町保管につきましても、議員のご指摘のとおり令和元年9月定例会におきまして、防災備蓄倉庫での保管、管理、搬出経路のスペースを考慮したときに、非常食及び防災資機材等で防災備蓄倉庫の全てのスペースを使用し、保管、管理を行っているため、個人の備蓄品につきましても、スペースに余裕がないため、預かることができないのが現状であり、医療装具にかかわらず、個人の生活必需品におきましては、原則として自助の基本的考えに基づき各個人が備蓄し、緊急持ち出し物資とするものとし、個人備蓄の必要性について広報啓発を推進してまいりたい旨示させていただいております。

今回のご質問につきましては、本町と福祉用具等物資の供給等協力に関する協定を締結いたしております日本福祉用具供給協会に衛生用品である人工肛門、人工膀胱等のオストメイト用装具について供給可能であるか、これらを確認いたしましたところ、取扱いがある業者が15社ほどある中で、全業者が口をそろえて「人工肛門、人工膀胱等のオストメイト用装具についてはその分類が医療に付随するものであり、企業として確保しているものはどこも1箱程度しか確保できない、あるいは各自治体からの問

い合わせに苦慮している、また災害時における物資として供給できない」との回答を得ました。

なお、11月1日現在のストーマ装具の購入者で町内で支給決定を受けている対象者数は30人でございます。

現在、町における備蓄品の保管管理についての考え方は、毎年全国各地で発生する災害で、その後の検証において初期段階で必要とされた防災備蓄品の購入を進める上で、数的に不足しているものを順次購入し、充実を図るように努めているところでございますので、議員ご指摘の個人の備蓄品のうち、とりわけ医療に関するような物資につきましても、衛生的な観点も含め、町においてお預かりすることは困難であると考えております。また、医療装具にかかわらず、個人の生活必需物資においては、自助を基本とする考えの下において個人が備蓄し、緊急非常持ち出し物資とするものでありますので、引き続き町民の皆様には町の広報紙やホームページなどを活用し、個人備蓄の必要性について改めて認識していただくため、広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 眠い時間ではありますけど、よろしく願いいたします。

7番議員、櫻井です。議長に許可をいただいた以下2項目を質問させていただきます。

初めに、岐南駅前広場改修計画についてであります。2つありますが、それぞれ分割方式で行いますので、それも併せてご理解ください。

最初に、この計画について、当該改修工事は今般の町内新巡回バス運行事業のために行う名鉄岐南駅前バス停留所設置に伴うもので、併せて利用上の利便性と安全性を考慮したものにするとされています。町内唯一の岐南駅は、1914年、大正4年6月2日に開業され、現在は中部空港、名古屋、岐阜方面への交通手段、学生の通学手段として2020年調査では1日1,641人と多くの方に利用いただいております。しかし、利用者数に見合う整備が今までなされておりました。朝夕には通勤、通学者が集

申し、1日の電車停車数136本と多く、この電車乗降者のための自家用送迎車に対応した利便性と安全性を備えた状況ではありません。これらを勘案し、以下2項目についてお尋ねをいたします。

1つ目、送迎車両の利便性を高めるための改修も併せて行っていただきたいということです。必要とはいえ、2年足らずで再度大改修を行うことへの地元住民の不信感があるようです。ただ単に町内巡回バスの停留所設置の目的だけのためにとお考えのようです。これは私が直接何人かにお聞きした内容から、同様のものが寄せられたということで述べさせていただきます。

そこで、日常的に発生している送迎車両の緩和策を取り入れることで、さらなる利便性を付加する必要があると私は思慮しております。朝夕だけでなく日中も継続的に発生している送迎車両の駐車車両による危険緩和策を講じることにより、地域住民の今回の改修工事へのご理解がさらに進むものだと考えます。つまり付加価値の創設です。現路面の縁石ブロックの在り方等、いま一度ご検討されることを提案いたします。

この大項目の2つ目の質問です。駐輪施設全体を覆う屋根とされたい。

さきの改修工事時、新たに設置された新駐輪施設の屋根が高く、少し強い雨天時には雨が降り込み、利用者の混雑と自転車のぬれる現況があります。混雑は自転車をぬれないように屋根の低い旧場所に置こうとされるために起こるものです。この不便さを今回の改修時に、駐輪場内はぬれないように、その通路上に屋根設置の構造とされることを提案いたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の1項目め、岐南駅前広場改修計画についての1番目のご質問、送迎車両の利便性を高める改修とされたいについてお答えいたします。

現在、町が進めております名鉄岐南駅周辺（岐南駅前広場）整備事業につきましては、町内唯一の鉄道の駅である名鉄岐南駅の東口周辺を駅前としてふさわしい姿に整備し、駅前スペースの安全性の確保、利便性の向上、地域住民の集いの場を保持するため計画したものでございます。

事業の立案に当たっては幾つかの要件があり、議員ご質問の事項につきましても、当初から検討すべきものの一つでありました。具体的に申し上げますと、時間帯によって混雑する駅前広場の交通整理のために広場中央に築く円形地帯、すなわちロータリーや、送迎のために一時的に車を停めるスペースを設けることができないのは、岐南駅前広場の拡張が困難であるためでございます。この計画は限られた敷地の中で地

下道、公衆トイレ、川手畑公民館、さらに公民館南の防災上の役割も負うオープンスペースを移動させることなくレイアウトしたものであるということをご理解くださいますようお願いいたします。

また、ご質問で挙げられております駅前広場における歩行者などの危険性の除去につきましては、この事業の主な目的であり、駅の出入口前に新たに横断歩道を設け対処することとしております。

去る11月24日の議会全員協議会の場においてご提示したイメージ図は、事前に川手畑自治会をはじめ宮町北、宮町南の自治会長とも協議を重ね、地域住民のご理解とご協力の下、取りまとめたものでございます。

したがいまして、当該事業はこの場所を停留所とする新しいコミュニティバスの運行計画も踏まえつつ、岐南駅前広場の現在と近い将来の課題にでき得る限り応えたものであると認識いたしております。

次に、2番目のご質問、駐輪施設全体を覆う屋根とされたいについてお答えいたします。

駐輪場の屋根の高さにつきましては、風雨が強いと利用者が混雑し、自転車が雨にぬれるとのご指摘でございますが、今あるものは標準的な構造であり、また担当者による踏査においても検討すべき特別な状況は見えてとれませんでした。

なお、令和4年度に行う予定の工事では、今ある施設の一部をそのまま移設して使用する計画でございます。

したがいまして、町といたしましては、名鉄岐南駅周辺（岐南駅前広場）の整備事業におきまして、駐輪場の屋根の高さ、並びに駐輪スペース全体を覆う屋根とする形状の変更などは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ただいまの駅前改修計画について再質問させていただきます。

問題解決案が分からないときは現場に聞け、現地に赴くのが一番と言われております。これは私も自分の仕事時代に実施し、その成果を実感として取っているから、あえて申し上げます。

そして1つ、送迎車両と駐輪場の降雨対策の再検討を強く求めます。

2つ、計画案の再度の検討は不要とされる理由をしっかりとお聞かせください。

3つ、現場の意見聴取と実地検証をされたい。ここでいう現場の意見聴取とは、担当者が、ご自分たちが直接にそこへ赴いて体験することです。そして、実際そこに携わっている方々のご意見を聴いていただきたい、こんな意味で申し上げます。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の1項目め、岐南駅前広場改修計画についての再質問、1番目の送迎車両対策と駐輪場内への雨の降り込み対策の再検討を求めるについてお答えいたします。

送迎車により混雑する駅前広場の交通整理に、ロータリーや車の一時待機場所の設置が有効であることは道路管理者としても認識いたしております。しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、岐南駅前広場の拡張は困難であり、議員の皆様にご提示したイメージ図は限られた敷地の中での課題解決策について地元川手畑自治会並びにみやまち地区の両自治会長、渡邊議員などのご意見も伺い、ご理解とご協力の下でき上がったものでございます。

また、駐輪場の屋根の高さにつきましては、当該施設は一般的、標準的なものでおよそ2メートル50センチであります。本町だけではなく、以前はこれより低いものが一般的に設置されておりましたが、現在は2メートル50センチが適当な高さであり、改修を要する課題があるとは考えておりません。したがって、この整備事業において駐輪場の屋根の高さなどを変更する予定はございません。

次に、2番目のご質問、利用者の意見聴取と実地検証をされたいについてお答えいたします。

当該事業につきましては、ただいま測量業務を進めており、その後の設計業務に際しては担当職員は踏査を行い、また必要に応じて関係者にお尋ねすることもあろうかと存じます。

繰り返しになりますが、事業の目的は、まず駅前スペースの安全性の確保、そして利便性の向上、さらに地域住民の集いの場の保持であり、この整備事業は当初のプランから規模を小さくし、地域のご事情も酌んだ内容となっておりますことをどうかご理解ください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、今の答弁を受けて再度質問させていただきます。

送迎車の待避場所は、短時間ではありますが、非常に多いものであり、したがって私が言っているのは、縁石や歩道の寸法等改修が検討できるところがあるんじゃないかと、私は現場を見てそう感じております。その点について再度申し上げます。縁石や歩道の寸法等の改修あるいは改善等で対応できないのか、お考えいただけないのか、

再度申し上げます。

それから、2つ目の雨対策についてですが、駐輪場のスペース、通路上に屋根が隣接してくるわけです。その間に数十センチの空間ができる、そこに雨が強く降り込むということです。そして、ここは皆さん歩きたがらないし、そこから雨が降るのを避けたところへ止めたいというのが人情であります。そして、私も雨降りに見ていると、皆さん本当にそこは避けて、走っておみえです。そのようなことを考えまして、再度屋根と屋根をつなぐという間接的なものでもいいんですが、そういったとにかく雨対策を再度お考えいただきたいということを質問いたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の再々質問についてお答えいたします。

1番目の送迎車、縁石や歩道の寸法の改修は改善できないかについてでございます。

乗降スペース付近の縁石また歩道の幅につきましては、今後の設計業務の内容となりますが、当該整備事業の主な目的である駅利用者や地域住民の安全性を確保するため、道路構造に関する基準に基づき歩行者を最優先に考え、危険が及ぶことのないよう業務を進めてまいります。

2番目のご質問、駐輪場の屋根の接続につきましては、この工事では今ある施設の一部を移動し、今ある構造でそのまま活用する予定でございますので、議員ご提案の形状の変更は考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 再度お尋ねしましたが、石のごとく固い回答でございました。

じゃ、そこに来る送迎車対策はどのようにお考えなのか、あえて聞くべきでした。失礼いたしました。

これはこれとして、次2つ目、新町内巡回バス運行計画についてお尋ねいたします。

当町には2002年7月1日運行開始の町民公募で、虹と獅子舞から名づけられた愛称「にじバス」がエスラインギフにより委託運行されてきました。しかし、1台当たりの平均乗車人数4人と利用者が少なく、2009年9月30日に廃止されました。この代替として現在のデマンド方式によるタクシー、岐南町コミュニティタクシーが翌日10月1日から現在まで運行されています。

私どもには前定例会直前に新町内巡回バス運行案が提示されました。当町においても高齢化と高齢者家族化が進み、思いもなかった通院、買い物難民が多く存在することとなりました。団塊世代が全員75歳以上となる2025年も迫っています。日本の総

人口は2053年に1億人を割り、しかも2065年には8,808万人となり、高齢化率は実に38.4%と推計されています。

今年生まれた赤ちゃんが40歳半ばでの話のことです。将来ではなく今現在の私たちの問題であります。昨今の高齢者による自動車事故多発を受けての免許返上者の増加、これを受けての早急な対応策の構築も必須とされています。

このような環境から今回の定時運行巡回バスは必要とされる移動手段であります。しかし、示された運行計画は、デマンドタクシーが廃止され、町周辺ばかりの停留所設置では多くお住まいの町なかの住民の利用勝手が悪過ぎるとして再度議員全員の検討と協議をお受けいただき、デマンドタクシーの復活と停留所の増設などの変更案が今回提示されました。

私はほぼ納得できる実施計画案にさせていただけたと考えています。私の願うことは、町民に喜ばれ、町民自慢の運行体制として長期間にわたり継続することです。そこで、さらに快適性を追求するために以下の項目についてお尋ねいたします。

1つ目、本格運行に先立ち「チョイソコカラタン」の実証実験のため試験導入をされたいということでもあります。これは持続可能で住みやすく豊かなまちづくりを実現するために掲げる「出かけて健康になるまち健康都市」、健康で幸福にちなんだ名前であります。その健康増進のための乗合送迎バスであります。乗車予約の内容から最適な乗り合わせやルートをAIシステムが計算し、複数の方を乗り合わせた上で目的地までお送りするシステムです。笠松町が今年の10月、町内周回バスの停留所空白地を埋めるものとして試験運用されております。経費は38か所の停留所を巡るということで、1年間約350万円であります。これが全ての金額であります。これにより停留所の利用状況、地域別の利用頻度、目的地、利用者数などが知れます。本格運用に際し慎重に最大限の努力をすることで、町民のご理解と利用促進が図られるものと考えます。これが今回の質問に変わりました。

次、2つ目、年間の運用収支計画をお聞かせください。私はこの新事業経費は団塊世代が全員後期高齢者となる25年問題と、人生100年時代、高齢化が進んだ高齢者時代の対応政策としての社会的必要経費だと私は考えています。したがって、小島町長の選挙公約の実現化として私は理解しております。しかし、最も合理的、利便性、公平性、何より町民の納得等が問われます。この点からお尋ねする次第であります。

3つ目、自動車運転免許自主返納者等の当事業対応策をお聞きします。80歳前後になれば、誰しも運転に不安を覚え、自分で免許返納を考えるか、あるいは家族から強く促されます。しかし、通院、買い物、習い事、レジャーなどなど移動手段が解決できなければ返納はできません。このようなお方のための巡回バスでありデマンドタク

シーです。優遇策が必要と考えます。計画収支等をお聞かせください。

4つ目、運行開始に当たり地区別住民説明会を開催されたいということでもあります。周知徹底とご理解、利用促進及びよき運用のために開催を切望するものであります。

以上、4項目のお尋ねであります。よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の2項目め、新町内巡回バス運行計画についての1番目のご質問、本格運用前に「チョイソコカラタン」を実証実験のため試験導入されたいについてお答えいたします。

議員ご提案の「チョイソコカラタン」とは、トヨタグループが事業主体となり、岐阜市や笠松町などの自治体を含むエリアスポンサーによる協賛を得て、特定の運行エリアの住民に提供されるデマンド型交通であります。その名の由来は、岐阜市柳津町丸野にある商業施設「カラフルタウン岐阜」を起点にしたワゴン車、1台につき5人まで乗車可能による乗合送迎サービスであることから来ています。

ご質問にありますとおり、トヨタグループは笠松町をエリアスポンサーに加え、本年10月から笠松町エリアの運行を始めております。改めて本町と笠松町の公共交通政策を本町の現時点での計画を含め比較してみますと、両町とも運行形態は路線定期運行のコミュニティバスと、デマンド型区域運行の乗合タクシーであることに変わりはありません。近年の少子高齢化や人口減少の深刻化により、今まで地域公共交通を担ってきた交通事業者の経営状況はますます厳しくなっている中、高齢者の運転免許返納も進展しており、地域の移動手段の確保、充実に向け、両町はこうした2つの運行態様の複合を選択しております。

両町の同じ複合方式中身をさらに比較してみますと、笠松町は町内の公共施設を主に巡回しているコミュニティバスに、病院やスーパーなどにも行ける「チョイソコ」の運行を加えることで、地域の多様な移動ニーズに対して行政サービスの補完を行ったものであると思われまます。

一方、本町は笠松町と同じように、町内の公共施設を主に巡回運行していたにじバスが事業廃止に至った経緯等も踏まえ、新しいコミュニティバスでは病院やスーパーなどに止まる停留所の設置を第一に考えました。さらに、コミュニティバスの固定した路線や、多いとは言えない便数等の課題につきましては、従来のデマンドタクシー事業を継続し、デマンドタクシーの停留所を新しいコミュニティバスの停留所に重ねるなど拡充策を講じ、岐南町第6次総合計画の策定に伴うアンケート調査でも示された、将来への不安から来る住民のニーズに応えております。

議員のご質問にあります「チョイソコカラタン」に係る経費が利用者数の多寡によ

らず、年間350万円であることにつきましては、両町のデマンド型サービスの内容が異なりますので、ここでの比較検討は困難ではありますが、本町が岐阜名鉄タクシー株式会社と協定を交わし、運行を続けるデマンドタクシーですと、1乗車につき200円の利用料金を含んだ町の負担といたしましては、利用者数に比例するものの、令和2年度は年間60万円ほどであり、当該事業は利便性の向上を図ることで持続可能な地域公共交通の実現に資するものであると認識いたしております。

したがって、町といたしましては、令和4年度の運行開始を目指し準備を進めていますコミュニティバス事業の実施前に、道路運送法第21条に基づく「チョイソコカラタン」の実証運行は考えておりませんが、同じ課題を抱える隣接する町の事業でございまして、引き続き注視してまいりたいと存じます。

次に、2番目のご質問、年間の運用収支計画を聞くと、3番目のご質問、自動車運転免許自主返納者の当事業対応策を聞くにつきましては、密接に関連する事項でございまして、併せてお答えいたします。

新しいコミュニティバス事業の年間収支計画につきましては、本年10月の議会におきまして、コミュニティバス運行事業の一般会計債務負担行為の補正として、令和4年度から令和8年度までの限度額を1億8,476万円とする議決をいただいたところでございますが、歳入となる利用料金に関しましては、にじバスの料金体系を参考に検討を行っているところでございます。この先、運送事業者や運輸支局職員などで構成する岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会での協議や、最適な受注候補者を選定するために行うプロポーザルの実施も控えておりますので、現時点でお答えすることはできません。

適正な利用料金は公平性を保つ受益者負担でございまして。しかしながら、赤字を避けるための値上げや減便、コストカットで対応がなされてきた公共交通は「採算の取れる範囲内で事業者が担うもの」という考えは既に過去のものであり、言い換えれば赤字であっても税金でしっかりと地域公共交通を維持していくべきという発想で利用料金につきましても検討を進めなければならないと理解しております。地域公共交通は収益事業として捉えるべきではなく、公的な財源で支える地域の公共財として捉えるべきであると考えております。

なお、昨今の高齢ドライバーによる痛ましい交通事故の増加に伴う高齢者の運転免許返納の進展につきましては、新しいコミュニティバスの料金体系で対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、4番目のご質問、実施前住民説明会を開催されたいについてお答えいたします。

住民の皆様への当該事業のご説明につきましては、新しいコミュニティバス事業と、拡充するデマンドタクシー事業の2つをまとめて案内するパンフレットを作り、広報紙の折り込みにより皆様に配布する予定でございます。パンフレットの制作に際しては、利用者が主に高齢者であることを十分に意識し、見やすく、分かりやすい案内書になるよう、利用者本位で工夫してまいります。

また、新たな取組といたしましては、コミュニティバス、デマンドタクシー、いずれのサービスにあっても、利用する初めの一步のハードルを下げるため、話題性のあるキャンペーン活動を運行事業者と一緒に考え実施してまいりたいと考えております。

したがって、議員ご提案の全ての住民を対象とした会場を必要とする説明会につきましては、依然として新型コロナの感染再拡大の不安が残る中、ワクチン接種も令和4年度にかけ継続される状況でありますことから、開催する予定はございません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ただいまのご答弁をお聞きして、さらに再質問させていただきます。

1つ目、笠松町の現在の巡回バス利用者数から何を得られたのか、お聞かせください。

2つ目、町民の意見聴取はどのような方法で行うのか、お聞かせください。これは運行が完成ではなく、進化系として町民の意見反映の場や運行本数、停留所等の見直しなども念頭に丁寧な対応を今後も望む、そういったものを勇敢な気持ちでもって対応するということが必要だろうと思います。

そんなことからこの2点、笠松町の巡回バスの利用者数から何を得られたのか、町民の意見聴取ではどのような関連の方法で行おうとしてお見えなのか、そこをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の2項目め、新町内巡回バス運行計画についての再質問の1番目の笠松町の巡回バス利用者数から本町は何を得たかについてお答えいたします。

議員のご質問にあります笠松町の町内巡回バス利用者につきましては、詳細な数字は把握しておりませんが、ここ3年間の利用者数は減少傾向にあるようでございます。その原因が何によるものかまでは私どもでは判断することはできません。しかしなが

ら、平成30年度に笠松町が行った巡回バスに関するアンケート調査の結果は、本町の公共交通施策の立案にとって大いに参考となる内容でございました。

例えば、巡回バスの利用者を年齢別で見ると、70歳以上が最も多く、全体の38%を占めており、次に60歳から69歳までが14%と続き、笠松町の町内巡回バスは主に高齢者の移動手段となっていることが分かります。

また、利用者が希望する停留所の場所につきましては、ニーズの高い順に駅、病院、スーパー、公共施設という結果でございました。この笠松町のアンケート調査の結果は、本町の第6次総合計画の策定に伴うアンケート調査の結果と比べましても、その傾向に大きな違いは認められません。このことから令和4年度の運行開始を目指し準備を進めております新しいコミュニティバス事業は、地域の移動ニーズに対応できるものと考えております。

次に、2番目のご質問、町民の意見聴取はどのように行うのかと、3番目のご質問、将来的な事業の見直しを行う体制は準備されているのかにつきましては、密接に関連する事項でございますので、併せてお答えいたします。

本町のコミュニティバス事業、デマンドタクシー事業は、令和4年度から岐南町地域公共交通計画に基づき実施することとなります。そして、事業の内容を変更するときは、運送事業者や運輸支局職員などで構成する岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会での協議が必要となってまいります。それらの委員には住民または利用者の代表の参加を規定しておりますので、議員のご質問にあります将来的な事業の見直しにつきましては、町民の意見聴取という観点からも2つの会議において丁寧な協議がなされるものと理解しております。

さらに、事業を進めていく中で様々な要因で変化する利用者、特に高齢者のニーズに対応していくための利用者のアンケート調査などは、まだ計画前の段階ではございますが、運行事業者と連携し適時検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ただいまのご答弁頂戴いたしまして、再々質問をさせていただきます。2項目でございます。

私は、笠松町のバスの乗車人数の多さを聞いてびっくりしました。その理由は何かを読み取っていただきたかったです。例えば、朝7時台から夕方5時台まで12時間において毎時1本、土日も運行です、本数は少なくなりますが。また、休業日は年末・年始、それぞれ各3日の年間6日間しかございません。そのような運行をなさって

みえる。どうしてそこに行き着いたのかというようなことを調べていただきたかったということでもあります。

そして、なぜ笠松町の乗車人数が多いのかというようなことについてどのようにお考えなのか、そしてどのようにして今後当町におけるバスの利用者数を増やすというところのお考えをお聞きいたします。

それから、2つ目、費用は年間ベースで約3,700万円、これに対する収入金額は教えられないということは私にとっては驚きでありました。料金収入は誰が考えても少ない。これで成り立つものでは絶対ありません。だが、やらねばならないという強いご意見、ご意志、そういったものをお聞きしたかったのです。

最初に実施意義を町民にご納得いただいておくべきだと、この点から考えるのですが、したがって町民のご意見を頂戴する機会をお考えいただきたいということを申し上げているわけです。再度申し上げます。これについて、やはりただ業者等、あるいは委員会だけに諮ればそれで全てが終わるのかということについて、私はそう思っていないので、その2点についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の再々質問にお答えいたします。

1つ目、笠松町の巡回バス利用者につきましては、平成30年度、令和元年度、令和2年度でおよそ8万2,000人、7万9,000人、5万3,000人と推移しております。この数字に表れている減少傾向は新型コロナの影響によるものかもしれませんが、地域に必要とされているコミュニティバスであると印象を持ちます。

本町に当たっては、新しい運行計画であり、笠松町では今後町内巡回バス事業への「チョイソコカラタン」の影響も考えられますので、現時点での分析はできませんが、運行廃止に至ったにじバスを超える利用者数を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議員の年間ベースは3,700万円につきまして、金額、これは債務負担行為を5年間で割った金額と推測いたしますが、実際におきましては、今後プロポーザル方式等々で費用の開きが出てくるものと考えております。その中で事業収入につきましては、利用料金をにじバスと同額に仮定いたしますと、見込んでおります利用者数から年間230万円ほどとなります。ただし、これには利用料の減免による減額は含まれておりません。したがって、現時点で料金体系ができておりませんので、事業の収支はお答えできません。

また、町が事業主体となるコミュニティバス事業もデマンドタクシー事業も収益事

業として捉えるべきではなく、地域の公共財として捉えるべきであるという考え方でございます。

また、住民に対しての説明会は利用者本位のパンフレットを使用し、今必要としている方にしっかり届くよう広報活動となるよう工夫してまいりますので、説明会については開きません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。1時50分より再開いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1つ目は、国民健康保険の特定健康診査についてご質問させていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する特定健康診査と、その特定健康診査の結果により健康保持に努める必要がある方への特定健康指導が実施されています。これは40歳から74歳の国民健康保険被保険者の健康維持、健康増進を図るため、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群と判定された方に対して、日常生活を見直す機会を与えるものとなっています。

すなわち、特定健康診査、特定保健指導においては、運動、食事、喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、高血糖、高血圧、動脈硬化症から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等を保健師の保健指導により、発症や重症化を予防することを目指しています。

例えば、特定保健指導では保健師による面接が行われ、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てます。その後、3か月以上にわたり継続支援が行われ、保健師の支援の下、目標達成に向け実践に取り組み、6か月後に評価することになっております。できるだけ多くの方の生活習慣病の発症、重症化を予防するためにはできるだけ多くの被保険者に受診していただくことが何よりも重要であり、そのことがひいては国民健康保険の医療費の増加を抑えることにつながるものだと考えます。そして、そのことは保険料の増加を抑えることにもつながります。

1、昨年度と今年度と新型コロナウイルス感染症により岐南町のイベントなども軒

並み中止になるなど、大きな影響を受けておりますが、特定健康診査にはどのような影響がありましたか。

2、令和2年度はコロナの影響も考えられますので、令和元年度と比較いたしますと、岐阜県内の受診率の平均は40%を超えている中、岐南町は38%台と聞いており、少なくとも県平均までは受診率の向上を図らねばなりません。今後どのように受診率の向上を図るのか、お聞かせください。

3、さきにも述べましたが、肥満、高血糖症、高血圧、動脈硬化症が虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の原因の一つであるわけですが、人によっては20歳代、30歳代から肥満体型の方もみえますことから、40歳前からの対応が必要になることも考えられ、40歳未満へも特定健康診査の対象を広げ、若いうちからの対応がメタボリックシンドロームの該当者、その予備群にならないために必要だと思います。早期発見、早期治療が重要であることから、特定健康診査の年齢を拡大していくべきではありませんか。

4、現在、岐南町ではがん検査を6種類行っており、1つの項目につき500円程度かかっております。近年、血液検査や尿検査で13種類以上のがんが早期発見できることを皆さんご存知でしょうか。この検査方法なら2回分の便を採取する必要もなく、前日からの食事制限やバリウムを飲み発泡剤を飲み、ゲップを我慢する必要もなく、下剤を飲みバリウムが出ないときは医療施設に行かなければならず、また放射線量が病院の機材より検診車の場合は150倍以上多く、オックスフォード大学の調査では3.2%の人が放射線診断の被爆でがんが誘発していると書かれてあり、レントゲンをしない人もみえます。乳がん検診や子宮がん検診の場合も女性としては心身的に恥ずかしいこともあるので、検診をやりたくないという人も聞き及んでおります。血液検査では95%以上、尿検査では86%以上の確率で早期発見ができ、がんの血液検査の場合は1万9,800円、がんの尿検査の場合は1万2,500円という金額で多くのがんが発見できることは、早期治療ができるだけでなく、被保険者の多くが手軽に検査でき、逼迫する国民健康保険などの医療費削減につながります。岐南町として多くの住民の生命と生活のために血液検査または尿検査を取り入れていくべきではありませんか。町長のご返答をお願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 渡邊議員の1項目め、国民健康保険の特定健康診査についての1番目のご質問、特定健康診査についてはどのような影響がありましたかについてお答えいたします。

生活習慣病に関する健康診査である特定健康診査と特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律によって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的に定められたものでございます。保険者として当町におきましても毎年特定健康診査、特定保健指導を実施いたしております。

議員ご質問のコロナ禍における特定健康診査に関して、昨年度厚生労働省より健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策についての情報提供がございました。これは一般社団法人日本総合健診医学会等によって作成されたもので、3密を避けることを基本に、健診施設の受診環境の確保、健診施設職員が感染源とならないための配慮、緊急時の対応、健康診断項目ごとに留意事項を具体的に示しており、本町の特定健康診査の案内におきましても、それにならった内容を記載し、受診の際の注意喚起を図っております。

一方、特定健康診査の受診率につきましては、平成29年度36.7%、平成30年度38.9%、令和元年度40.1%と年々向上しておりましたが、昨年度は34.2%と低下いたしております。その一因として平成27年度から医療機関で受診していただく個別健診に加え集団健診も実施し、令和元年度には229人の方が受診していただきましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令により、集団健診の実施は中止を余儀なくされてしまったことも影響していると考えております。

続きまして、2番目のご質問、受診率の向上を図る方法についてお答えいたします。

本町におきましては、平成30年度から令和5年度を策定期間といたしました岐南町保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画を定め、健康寿命の延伸に努めております。これは厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づいて策定いたしましたもので、昨年度末に中間評価を実施いたしましたが、その中で次のような取組を掲げております。

1つ目に、令和元年度から始めましたコールセンターによる受診勧奨の拡充でございます。実施当初は架電対象者を40歳から64歳と限っておりましたが、令和2年度からは74歳までを対象として勧奨架電数を増やしております。

2つ目に、情報提供事業の実施についてでございます。これは特定健康診査未受診者でかつ生活習慣病（糖尿病）受診中の被保険者の方を抽出し、その方のご理解、ご協力の下、医療機関から特定健康診査と同様の健診結果を提供していただくものでございます。この事業の強化、普及にさらに取り組み、医療機関と連携し、重症化対策を行っていきたいと考えております。

3つ目に、広報活動の充実でございます。昨年度は特定健康診査受診勧奨動画を作

成し、役場玄関に設置してありますデジタルサイネージで特定健康診査の期間中、毎日広報しており、現在もユーチューブにおいて配信をしておるところでございます。また、防災行政無線やLINEを活用しての啓発も行っております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大が落ち着いてはおりますが、新たな変異ウイルスの感染も心配されますことから、医療機関の受診や多くの人が集まる場を心配されることはごもっとものことでございます。今後につきましては、新型コロナウイルス感染の影響を見据えながら、データヘルス計画に基づき昨年度同様の事業を行い、特定健康診査受診により健康管理意識の保持を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、特定健康診査の年齢拡大の考えはについてお答えいたします。

現在、日本の若者の血中コレステロールや中性脂肪は高くなったと言われており、メタボリックシンドロームの早期発見、早期治療は大変重要であると考えております。議員ご指摘の特定健康診査の年齢拡大につきましては、社会問題にもなっている生活習慣病の若年化を食い止める手法の一つとして効果的であるため、積極的に検討してまいりたいと考えております。令和4年度における新規事業といたしまして、現在19歳から39歳の若い世代の方に向けた健診を実施できないか、検討しているところでございます。

生活習慣病の発症や重症化を予防するには、ライフステージに応じた適切な健診、受診機会を充実させる必要がありますので、職場や学校等で健診を受ける機会が少ない若年世代に対して、自らの健康状態を確認する機会を設けることを目的として実施を検討しているところでございます。実施に当たっては、日曜日の午前中の受診しやすい時間帯で、年に3日間程度実施することを想定しております。対象者約7,000人の5%となる350の方々に受診していただくことを目標とし、計画をいたしております。この若年世代を対象とした健診が実施できれば、疾病の早期発見、早期治療がより促進され、将来的な医療費抑制にもつながりますので、実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、4番目のご質問、がん検診に血液検査または尿検査の導入の考えはについてお答えを申し上げます。

本町では議員ご指摘のとおり、がん検診として国が推奨する胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5種類に前立腺がんを加えた6種類のがん検診を行っております。また、この検診と併せてピロリ菌、肝炎ウイルスの検査も実施しているところでございます。全ての検査を受診すると、通常であれば2万円以上する高価な検診となりますが、肺がん検診については65歳以上の方は無料、それ以外の胃がん、大

腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がんの検診につきましては70歳以上の方は無料とし、高齢者以外の方でも自己負担が1検診当たり500円となるよう助成することより、経済的な負担の軽減及び1日で全ての検査が受けられる受診しやすい体制の実施をいたしているところでございます。

がんは日本における死亡原因の上位に位置しており、日本人のおよそ2人に1人はがんと診断され、3人に1人ががんで亡くなっているという現実がございます。市民の健康を維持するためには、定期的ながん検診を受診していただくことがとても重要でございます。

令和元年度におけるがん検診の受診率を見ますと、胃がん8.0%、肺がん7.4%、大腸がん8.3%、子宮がん16.9%、乳がん21.4%となっており、大腸がん検診以外の検診につきましては、国、県の平均受診率を上回っているものの、国が目指す受診率50%にはほど遠く、町としてより一層の受診率アップが必要であると考えております。

現在のがん検診はそれぞれのがんによって異なる種類の検査を受ける必要があり、患者にとっても負担が大きい上、中には痛みや精神的な苦痛を伴う検査もあります。議員ご提案の血液によるがん検診につきましては、国家プロジェクトとして2014年に国立がん研究センターを中心に9つの大学と6つの企業が参加して、この研究をスタートさせ、血液検査をするだけで大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん、前立腺がん、食道がん、肝臓がん、膵臓がん、卵巣がん、膀胱がん、肉腫がん、神経膠腫といった希少ながんにつきましても初期の段階で診断できるという夢のような検査手法となっており、血液の中を流れるマイクロRNAを調べることや、がん由来の遺伝子解析により体の中にどんな種類のがん細胞が潜んでいるかを調べるものとなっております。

また、尿による検査につきましては、線虫が尿に含まれるがんの臭いに集まる性質を利用し、胃や大腸など15種類のいずれかのがんにかかっていることを判定するものや、血液と同様、マイクロRNAを解析するチップなどでがんの種類を見分けるものがございます。

こうした血液や尿による検査に移行すれば、議員ご指摘のとおり従来の検査で必要とされる2回の検便や、前日からの食事制限、バリウムを飲む負担、レントゲンの放射線による被爆のリスク等の検査に伴う負担や不安をなくし、今まで以上により多くの方が検査を受けられることが予想され、受診率の向上にもつながると考えておりますが、現時点におきましては、国が推奨するがん検査の方法とはなっておりませんので、今後こうした血液や尿による検査方法を国が認め推奨することとなりました場合には、速やかに対応ができるようその動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

—————◇—————

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日12月17日午前10時より会議を開きます。

午後2時21分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原 浩 二

岐南町議会議員

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

櫻 井 明